



平成 25 年 5 月 16 日

各 位

東京都中央区日本橋兜町 1 番 1 0 号
平 和 不 動 産 株 式 会 社
代表取締役社長 吉野 貞雄
(コード番号 8803) 東京・大阪・名古屋市場第一部・福岡・札幌
問合せ先 取締役常務執行役員 山田 和雄
TEL 03-3666-0181

当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について

当社は、平成 23 年 6 月 28 日開催の第 91 回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき導入しております「当社株式の大量買付行為に関する対応策」(以下「現行プラン」といいます。)につきまして、本日開催の当社取締役会にて、平成 25 年 6 月 26 日開催予定の第 93 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)で株主の皆様のご承認を得られることを条件に継続することを決定いたしましたのでお知らせします(以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。)

現行プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値ひいては株主共同の利益確保の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化等を踏まえ、現行プランを一部修正した上で、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、継続することを決定したものであります。本プランは、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、その有効期間は平成 27 年 6 月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

なお、見直しを行った主な内容は、以下のとおりです。

- ① 企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するものと判断される当社株式の大量買付けの事例を、より限定しました。
- ② 大量買付者出現時の手続を整備し、明確化しました。
- ③ その他、文言の修正等、所要の修正を行いました。

なお、本プランの継続を決定した取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役 4 名全員が出席し、本プランは当社株式の大量買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見が表明されています。

また、現時点において、当社株式の大量買付行為についての提案を受けている事実はありません。

以 上

「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴うような株式の大量の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には、当社の株主の皆様に基づき行われるべきものと考えます。

また、当社は、当社株式の大量の買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、①当社の株主の皆様が買付行為の是非を適切に判断するための時間・情報を提供しないもの、②買付行為を行う者と交渉する機会を与えないもの、③当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものもあります。

当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

1. 当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益確保への取り組み

当社は、我が国金融マーケットの中核的機能・役割を担う東京、大阪、名古屋などの証券取引所ビルのオーナー企業として、昭和22年に創立されました。

以来、当社は、「安心して心地良いオフィスと住まいの空間を提供し人と街に貢献する。」という経営理念の下、証券取引所以外にも一般オフィス・商業・住宅などの賃貸事業を全国で展開、また、不動産開発事業や住宅開発事業へも進出するなど業容も拡大してまいりました。

このような長年にわたる実績と信頼を基盤として、現在では、大都市圏を中心とする多くの街の活性化に主体的役割を発揮する会社となることをビジョンとして掲げ、当社本店が所在する日本橋兜町再開発の実現に向け注力しているところであります。

これは、証券取引所の統合など当社を取り巻く環境に変化が生ずる中、当社の収益基盤であるビル賃貸事業を更に発展させることが必要であるとの考えによるものであり、平成25年1月に行いました(株)東京証券会館の完全子会社化もこの一環の取り組みであります。

今後とも中核事業であるビル賃貸事業の更なる発展に向け、再開発事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

一方、こうした賃貸事業で培ったノウハウを活用し、近年、当社はREIT事業へも進出しております。

REITが保有する資産の規模拡大や効率的運用を通じて当社グループ全体での収益の拡大を図ってまいりましたが、今後とも当社はREITの中長期的な成長のサポートを継続し、グループ全体の収益を更に拡大させることが重要であると考えております。

以上のように、当社はこうした取り組みを中・長期的に推進し、高い付加価値を創出することを目指しており、これを実現させることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の

利益向上につながるものと深く確信しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを目的としております。

当社取締役会は、①当社株主の皆様が買収の是非を適切に判断するための時間・情報を確保すること、②当社株主の皆様のために下記3. に定義する大量買付者と交渉を行う機会を確保すること、③当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大量買付けを抑止すること、以上を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。そこで、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環として、本定時株主総会で当社株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの継続を決定いたしました。

本プランの継続にあたりましては、関係諸法令、裁判例、金融商品取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則等ならびに経済産業省および法務省が公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「買収防衛策に関する指針」といいます。）および企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（以下「買収防衛策の在り方」といいます。）の内容に配慮しております。

2. 本プランの概要

本プランは、一定規模以上の当社株式の買付けを行おうとする者（「3. 買付プロセス」において定義します。以下「大量買付者」といいます。）に対し、次の「3. 買付プロセス」に記載する手続（以下「買付プロセス」といいます。）に従うことを求めています。

当社は、①大量買付者が買付プロセスを遵守しないと判断した場合、または②大量買付者が行う買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損すると判断した場合には、対抗措置を発動することがあります。

なお、当社取締役会は、この判断に際して、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者から構成される委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重いたします。

上記の本プランにおける対抗措置は、新株予約権の無償割当としております。

3. 買付プロセス

(1) 対象となる大量買付けの定義

以下の①または②に該当する買付けを「大量買付け」といい、この大量買付けを提案する者または行う者を「大量買付者」といいます。

- ① 当社が発行者である株式等(※1)について、保有者(※2)とその共同保有者(※3)の株式等保有割合(※4)の合計が 20%以上となる買付けその他の取得

- ② 当社が発行者である株式等(※5)について、買付け後における公開買付(※6)者とその特別関係者(※7)の株式等所有割合(※8)の合計が 20%以上となる公開買付け

※1 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される株券等をいいます。

※2 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される保有者をいい、同第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます)。

※3 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます)。

※4 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される株券等保有割合をいいます。

※5 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される株券等をいいます。

※6 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される公開買付けをいいます。

※7 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいいます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます)。

※8 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される株券等所有割合をいいます。

以下、本プランにおいて別段の定めがない限り同様とします。

(2) 「買付プロセス承諾書」の当社への事前提出

大量買付者には、大量買付けに着手する前に、当社取締役会宛に、買付プロセスに従う旨を記載した書面（以下「買付プロセス承諾書」といいます。）を当社の定める書式により日本語にて作成のうえ提出していただきます。「買付プロセス承諾書」には以下の事項を記入していただきます。

(i) 大量買付者の概要

(イ) 氏名または名称および住所または所在地

(ロ) 代表者の役職氏名

(ハ) 会社等の目的および事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位 10 名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 大量買付者が現に保有する当社の株式の数および「買付プロセス承諾書」提出前 60 日間における大量買付者の当社の株式の取引状況

(iii) 大量買付者が提案する大量買付けの概要（大量買付者が大量買付けにより取得を予定する当社の株式の種類および数、ならびに大量買付けの目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付け後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(※)その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

※ 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定される重要提案行為等をいいます。

(3) 大量買付者による情報提供

上記(2)の「買付プロセス承諾書」をご提出いただいた場合には、大量買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大量買付けに対する株主の皆様のご判断ならびに当

社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大量買付者に対して、「買付プロセス承諾書」を提出していただいた日から 10 営業日※（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」（以下「当初情報リスト」といいます。）を上記（2）（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、大量買付者には、かかる「当初情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「当初情報リスト」に従い大量買付者から提供していただいた情報では、大量買付けの内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。

※ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。

ただし、大量買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、当社取締役会が大量買付者に対して情報提供を要請し大量買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）を、「当初情報リスト」に基づき提供された本必要情報の受領日の翌日から起算して 60 日に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供に係る大量買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって独立委員会検討期間（4.（1）②にて述べます。）を開始するものといたします。（ただし、大量買付者から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合等には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）

なお、大量買付けの内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「当初情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- ① 大量買付者とそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社・共同保有者、特別関係者を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（名称、住所、日本国内連絡先、資本関係、財務内容、事業内容、構成員、過去の企業買収の経緯およびその結果、過去の法令違反行為の有無とその内容、現に保有する株式数など）
- ② 大量買付けの目的（「買付プロセス承諾書」において開示された目的の詳細）、方法、および内容（経営参画の意思の有無、大量買付けの対価額・種類、買付時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付等を行った後における株式等所有割合、大量買付方法の適法性、大量買付けの実行可能性など）
- ③ 大量買付行為に関して大量買付者以外の第三者との間に意思連絡がある場合には、その相手方および内容
- ④ 大量買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付けにより得られる予想シナジーの額・算定根拠など）
- ⑤ 大量買付けの資金の裏づけ（実質提供者を含む資金提供者の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容など）

- ⑥ 大量買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 大量買付者が大量買付けにおいて取得を予定する当社の株式に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧ 大量買付後の当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策（株式の売却や交換、上場廃止、事業の売却や撤退、事業方針の変更、資産の売却、負債額の変更、経営陣の変更など）
- ⑨ 大量買付後の当社および当社グループの利害関係者（従業員、取引先、顧客など）に関する方針
- ⑩ その他、当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者から大量買付けの提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、大量買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大量買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日または情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

4. 当社取締役会の判断

(1) 独立委員会

① 独立委員会の設置

当社は、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断または過剰な対抗措置の発動を防止するため、企業経営について高度の見識を有しており、かつ当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（弁護士、公認会計士等の専門家）から構成する独立委員会を設置します。

独立委員会委員は3名以上とします。

② 独立委員会の権限等

独立委員会は、当社取締役会が大量買付けへの対抗措置を行うか否かを決定するに当たり、当該大量買付者が買付プロセスを遵守しているか、当該大量買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものであるか等を検討の上決議し、その結果を当社取締役会に対する勧告として、その理由・根拠とともに当社取締役会に提示します。

なお、独立委員会が上記検討を行う期間は、情報提供期間が満了した日の翌日を起算日として最長で60日間とします。ただし、合理的な理由がある場合には、独立委員会はその検討期間を必要な範囲内で最長で30日間延長することができるものとします。延長する場合は、その理由および期間を開示いたします。

独立委員会の詳細については、別紙1「独立委員会規則」および別紙2「独立委員会の委員略歴」をご参照ください。

(2) 大量買付者が買付プロセスを遵守しない場合

独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守しなかった場合、当該大量買付けを当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(3) 大量買付者が買付プロセスを遵守する場合

独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守していると判断した場合、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、大量買付者が買付プロセスを遵守している場合であっても、以下記載の①～⑦に該当する場合で当該大量買付者が行う大量買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するものであり、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

- ① いわゆるグリーンメイラーである場合（大量買付けが株価をつり上げ、これを当社または当社の関係者等に引き取らせることを目的とする場合）
- ② いわゆる焦土化である場合（大量買付けが当社または当社グループの経営を一時的に支配し、経営上のノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等の重要な資産等を廉価に取得する等、当社または当社グループの犠牲の下に大量買付者またはそのグループの利益を実現する経営を行うことを目的とする場合）
- ③ 大量買付けが当社または当社グループの資産を大量買付者またはそのグループの債務の担保や弁済原資として流用することを目的とする場合
- ④ 大量買付けが当社または当社グループの不動産や有価証券などの資産等を処分し、その利益によって一時的な高配当を得、またはこれによる株価上昇後の株式売り抜けを目的とする場合
- ⑤ いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。）など、大量買付けが株主の皆様に株式売却を事実上強要するおそれがある場合
- ⑥ 大量買付者の大量買付けの条件（対価の価額・種類、対価の価額の算定根拠、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性、買付等の後の経営方針または事業計画）等が当社の企業価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等であることが明らかであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦ 大量買付者の支配権取得により、株主の皆様はもとより、当社の企業価値の源泉であるお客様、取引先、従業員その他当社の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値が著しく損なわれることが予想されたり、当社の企業価値の維持および向上を著しく妨げるおそれがある場合、または大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後する場合

(4) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会による上記勧告を最大限尊重し、本プランの発動もしくは不発動あるいは発動の変更または中止を最終的に決定いたします。当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決定の概要、独立委員会の勧告の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに情報開示を行います。

大量買付者は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本プランの発動または不発動に関する決議を行うまでの間、大量買付けを実行してはならないものとします。また、本プラン発動に際しては、当社より大量買付者に対して金員等経済的対価の交付は行いません。

(5) 本プラン発動の変更・中止

大量買付者が大量買付けを撤回した場合、本プランを発動すべきと判断した前提事実に変更が生じた場合等、本プランの発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、本プランの発動の変更または中止を行うことがあります。

発動を中止する場合、新株予約権の無償割当の効力発生日までの間であれば、新株予約権の無償割当を中止することとし、新株予約権の無償割当の効力発生後においては、行使期間開始日前日までであれば、当該新株予約権を無償取得することとします。

5. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、新株予約権の無償割当を行うこととします。

本プランにおける対抗措置としての新株予約権の無償割当の詳細については、別紙3「新株予約権の要項」をご参照ください。

6. 本プランの有効期間、廃止および改定

本プランの有効期間は、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご承認をいただいた時から、平成26年度決算に関する当社定時株主総会（平成27年6月開催予定）終結の時までとします。ただし、有効期間内であっても、当社株主総会で本プランを廃止する議案が承認された場合、または当社取締役会で本プランを廃止する決議が行われた場合には、本プランを廃止いたします。当社は、本プランが廃止された場合には、ただちにその旨を株主の皆様に開示いたします。

なお、本プランの有効期間内において、法令や金融商品取引所の規則などの新設または改廃に伴い、これを本プランに反映させることが適切である場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本プランに定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、または当社取締役会において改定することができるものとします。

IV. 上記の各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

1. 基本方針の実現に資する取り組みについて

上記Ⅱ．およびⅢ．に記載した各取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現

に資するものです。

従って、これらの各取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 本プランの合理性

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付けが行われる場合に、大量買付者に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを当社の株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、当社の株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取り組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 「買収防衛策に関する指針」および「買収防衛策の在り方」に沿っていること

本プランは、「買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、かつ、「買収防衛策の在り方」の内容に配慮しております。

② 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、株主総会において、当社の株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続されます。

また、上記Ⅲ. 6. 「本プランの有効期間、廃止および改定」に記載したとおり、本プランは有効期間を2年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会で本プランを廃止する議案が承認された場合、または当社取締役会で本プランを廃止する決議が行われた場合には、本プランは廃止されることになります。

その意味で、本プランの継続および廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

③ 合理的かつ客観的な発動事由の設定

本プランは、上記Ⅲ. 4. (3) 「大量買付者が買付プロセスを遵守する場合」に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。そして、かかる発動事由は、我が国における裁判例の分析や上記「買収防衛策に関する指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策のあり方を分析した上で設定されたものであります。

④ 独立委員会の設置

当社は、大量買付者との協議、交渉、検討期間の延長および発動事由の該当性等に関す

る当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を別途設置しております。

独立委員会は、かかる独立委員会設置の目的に鑑み、当社取締役会から独立した者で構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしております。

独立委員会は、「独立委員会規則」に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動もしくは不発動、あるいは発動の変更または中止を最終的に決定します。

⑤ デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、大量買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

V. 株主および投資家の皆様への影響

1. 本プラン継続時に与える影響

本プランの継続時点では新株予約権の割当ては行われませんので、当社の株主の皆様および投資家の皆様の権利または利益には具体的な影響が生じることはありません。

2. 本プランに定める対抗措置の発動時(新株予約権の割当て時および行使時)に与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合には、当社は、割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における最終の株主名簿に記録された当社の株主の皆様へ新株予約権を無償で割当てするため、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権の割当て時には、当社取締役会が新株予約権の割当て決議において別途設定する割当期日における当社株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、新株予約権が無償にて割当てられます。この場合において、「新株予約権の要項」Ⅰ.(f)において新株予約権を行使できないとされた者は、他の当社株主の皆様の新株予約権行使によって、結果的にその保有する当社株式が希釈化することになります。また、仮に、当社株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の新株予約権の行使手続を行わない場合には、他の株主の皆様の新株予約権の行使によって、結果的にその保有する当社株式が希釈化することになります。

なお、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の条項を適用した場合には、当社株主の皆様において新株予約権行使の手続は必要ではなく、また、その保有する株式の希釈化は生じません。この場合、本株式予約権の行使請求書等の送付はいたしません。かかる当社株主の皆様には、ご自身が「新株予約権の要項」Ⅰ.(f)において新株予約権を行使できないとされた者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

また、対抗措置として新株予約権の無償割当を当社取締役会が決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主様が確定した後において、当社が、新株予約権の割当てを中止し、または無償割当された新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った当社株主および投資家の皆様には、株価の変動により相応の損害が発生する場合があります。

以 上

- 別 紙 1 独立委員会規則
- 別 紙 2 独立委員会の委員略歴
- 別 紙 3 新株予約権の要項

- 参考資料 1 本プランの手続に関するフローチャート
- 参考資料 2 当社株式の状況(平成 25 年 3 月 31 日現在)

独立委員会規則

第 1 条（目的）

- 1 独立委員会は、当社株式の大量買付けが行われようとしている場合、または行われた場合において、当該大量買付者が買付プロセスを遵守しているか否か、および当該大量買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものか否かを公正・中立な第三者の視点から判断し、当社取締役会が当該大量買付けへの対抗措置として新株予約権の無償割当等を行うことが相当かどうかを当社取締役会に勧告することにより、当社取締役会による恣意的な判断または過剰な対抗措置を防止することを目的として設置されるものとする。
- 2 本規則において用いられる用語は、別途明示に定められる場合を除き、本プラン（当社取締役会にて決議され、株主総会による承認を得た「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」をいう。以下同じ。）で定義された意味と同一の意味を有するものとする。

第 2 条（設置）

独立委員会は、当社取締役会がこれを設置する。

第 3 条（組織）

- 1 独立委員会は、独立委員会委員の全員をもって構成する。
- 2 独立委員会委員は、3 名以上とする。
- 3 独立委員会委員は、当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（弁護士、公認会計士等の専門家）のうち、以下の条件を満たす者の中から当社取締役会により選任される。
 - (1) 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、総称して「当社等」という。）の取締役（ただし、社外取締役を除く。以下同じ。）または監査役（ただし、社外監査役を除く。以下同じ。）等となったことがないこと
 - (2) 現在または過去における当社等の取締役または監査役の親族でないこと
 - (3) 当社等との間に特別利害関係がないこと
- 4 独立委員会委員は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

第 4 条（任期）

独立委員会委員の任期は、就任した日から 2 回目に到来する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 就任後最初に到来する本プランの有効期限が経過したとき
- (2) 当社社外取締役または当社社外監査役である独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなったとき

第 5 条（職務）

- 1 独立委員会は、大量買付者から当社取締役会に提出された本必要情報に基づいて、以下の各号に掲げる事項を検討の上決議し、大量買付者から情報提供が完全に行われた日の翌日から起算して 60 日以内（ただし、合理的な理由がある場合には、必要な範囲内で最長で 30 日

間延長できるものとする。)に当社取締役会に対して勧告を行う。

- (1) 大量買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものか否か
- (2) 新株予約権の無償割当の適否
- (3) その他、本プランに関し当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

2 独立委員会は、前項の勧告を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から判断しなければならない、専ら自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

3 独立委員会は、本条第1項各号に掲げる事項に加え、以下の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 大量買付者から得た情報、独立委員会の決定および当社取締役会の決定等、本プランに関する情報につき株主に対して開示すべき時期および開示すべき内容の決定
- (2) 大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
- (3) 大量買付者が買収プロセスを遵守しているか否かについての判断
- (4) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

4 独立委員会は、本必要情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じてまたは独自に、大量買付者に対し、情報を追加的に提出するよう求めるものとする。

5 独立委員会は、大量買付者から本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対して、所定の合理的な期間内に、大量買付者の大量買付けの内容に対する意見およびその根拠となる資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう求めることができる。

6 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を求め、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

7 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家）の助言を得ることができる。

第6条（招集）

1 独立委員会の各委員および当社取締役会は、大量買付けがなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

2 独立委員会の招集通知は、各独立委員会委員に対し開催日の3日前までに発信しなければならない。ただし、緊急のときはこれを短縮できるものとする。

3 独立委員会委員の全員の同意がある場合には、前項の招集手続を経ずに独立委員会を開催することができる。

第7条（議長）

1 独立委員会の議長は、独立委員会で予め定めた者がこれに当たる。

2 前項に規定する者に事故あるときは、予め独立委員会で定めた順序により、他の独立委員会委員が代行する。

第8条（決議の方法）

- 1 独立委員会の決議は、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数の賛成をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員に事故その他やむを得ない事由がある場合には、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行うことができる。
- 2 独立委員会委員が独立委員会を欠席するときは、原則として開催日の前日までに、その旨を理由とともに書面で事務局に届出なければならない。
- 3 独立委員会の決議に関して特別の利害関係を有する独立委員会委員は、決議に参加することができない。
- 4 独立委員会は、決議の結果を、理由を付して速やかに当社取締役会に勧告しなければならない。
- 5 当社取締役会は、前項の独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。

第9条（議事録）

独立委員会の議事については、その経過要領および結果を記載した議事録を2通作成し、出席した独立委員会委員が記名押印する。

第10条（株主等への情報の開示）

独立委員会の勧告内容については、当該事項についての当社取締役会の決議内容を開示する際に、その概要を開示するものとする。

第11条（改廃）

本規則の改廃は、当社取締役会の決議による。

付 則

本規則は、平成19年6月27日より施行する。

本規則は、平成21年6月25日に改正する。

本規則は、平成23年6月28日に改正する。

本規則は、平成25年6月26日に改正する。

別紙 2

独立委員会の委員略歴

< 社外取締役 >

齊 田 國 太 郎（さいだ くにとろう）

（略歴）

昭和 44 年 4 月	検事任官
平成 13 年 11 月	東京地方検察庁 検事正
平成 15 年 2 月	高松高等検察庁 検事長
平成 16 年 6 月	広島高等検察庁 検事長
平成 17 年 8 月	大阪高等検察庁 検事長
平成 18 年 5 月	退官・弁護士登録（現任）
平成 19 年 6 月	株式会社ニチレイ 社外監査役（現任）
平成 20 年 6 月	住友大阪セメント株式会社 社外取締役（現任）
平成 22 年 6 月	当社 社外取締役（現任）

< 社外監査役 >

角 谷 正 彦（かどたに まさひこ）

（略歴）

昭和 33 年 4 月	大蔵省入省
昭和 58 年 6 月	東海財務局長
昭和 63 年 6 月	大蔵省 証券局長
平成 2 年 6 月	国税庁 長官
平成 6 年 12 月	中小企業金融公庫 総裁
平成 12 年 1 月	株式会社日本興業銀行 顧問
平成 15 年 6 月	石油資源開発株式会社 社外監査役（現任）
平成 18 年 6 月	当社 社外監査役（現任）
平成 18 年 6 月	株式会社プロネクサス 社外監査役（現任）

< 社外監査役 >

佐 々 木 靖 忠（ささき やすただ）

（略歴）

昭和 41 年 4 月	日本銀行入行
平成 6 年 7 月	同行経営管理局 首席検査役
平成 8 年 10 月	財団法人日本共同証券財団 常務理事
平成 11 年 6 月	農林中央金庫 監事
平成 16 年 6 月	株式会社穴吹工務店東京本社 特別顧問

平成 17 年 4 月	日本銀行 監事
平成 21 年 4 月	明治安田生命保険相互会社 顧問
平成 22 年 6 月	当社 社外監査役（現任）

以 上

新株予約権の要項

I. 本新株予約権の内容

(a) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、当社取締役会で別途定める割当てにかかる基準日における最終の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式の数を除く。）と同数とする。

(b) 各本新株予約権の発行価額

無償とする。

(c) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は 1 円以上とする。

(d) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

当社取締役会が別途定めるものとする。

(e) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

(f) 本新株予約権の行使条件

1) 以下のいずれかに該当する者は、本新株予約権を行使できない。

① 大量買付者（注 1）

② 大量買付者の共同保有者（注 2）

③ 大量買付者の特別関係者（注 3）

④ ①ないし③に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受または承継した者

⑤ ①ないし④に該当する者の関連者（実質的に、大量買付者が支配し、大量買付者に支配されもしくは大量買付者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、または大量買付者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。）

注 1：「大量買付者」とは、(i)当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。）について、保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に定義される保有者をいい、同第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。））とその共同保有者（注 2 に定義される。）の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。）の合計が 20%以上となった者またはそのようになったと当社取締役会が認める者、または(ii)当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。）について、買付け後における公開買付（同法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。）者とその特別関係者（注 3 に定義される。）の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。）の合計が 20%以上となる公開買付けの開始公告を行った者をいう。

注2：「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。

注3：「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。

2) 上記1)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(g) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権の効力発生日から2か月以内の当社取締役会が別途定める期間とする。

(h) 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当の効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することにより、上記(f)1)のいずれにも該当しない者の有する本新株予約権を取得することができる。

(i) 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の本新株予約権の交付およびその条件
当社取締役会が別途定めるものとする。

(j) 新株予約権証券の発行制限

本新株予約権証券は、これを発行しない。

(k) 本新株予約権の消却事由等

本新株予約権の消却事由および消却条件は、これを定めない。

II. 株主に割当てる本新株予約権の数

当社取締役会で別途定める割当てに係る基準日における最終の株主名簿に記録された株主に對し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割当てて。

III. 本新株予約権無償割当の効力発生日

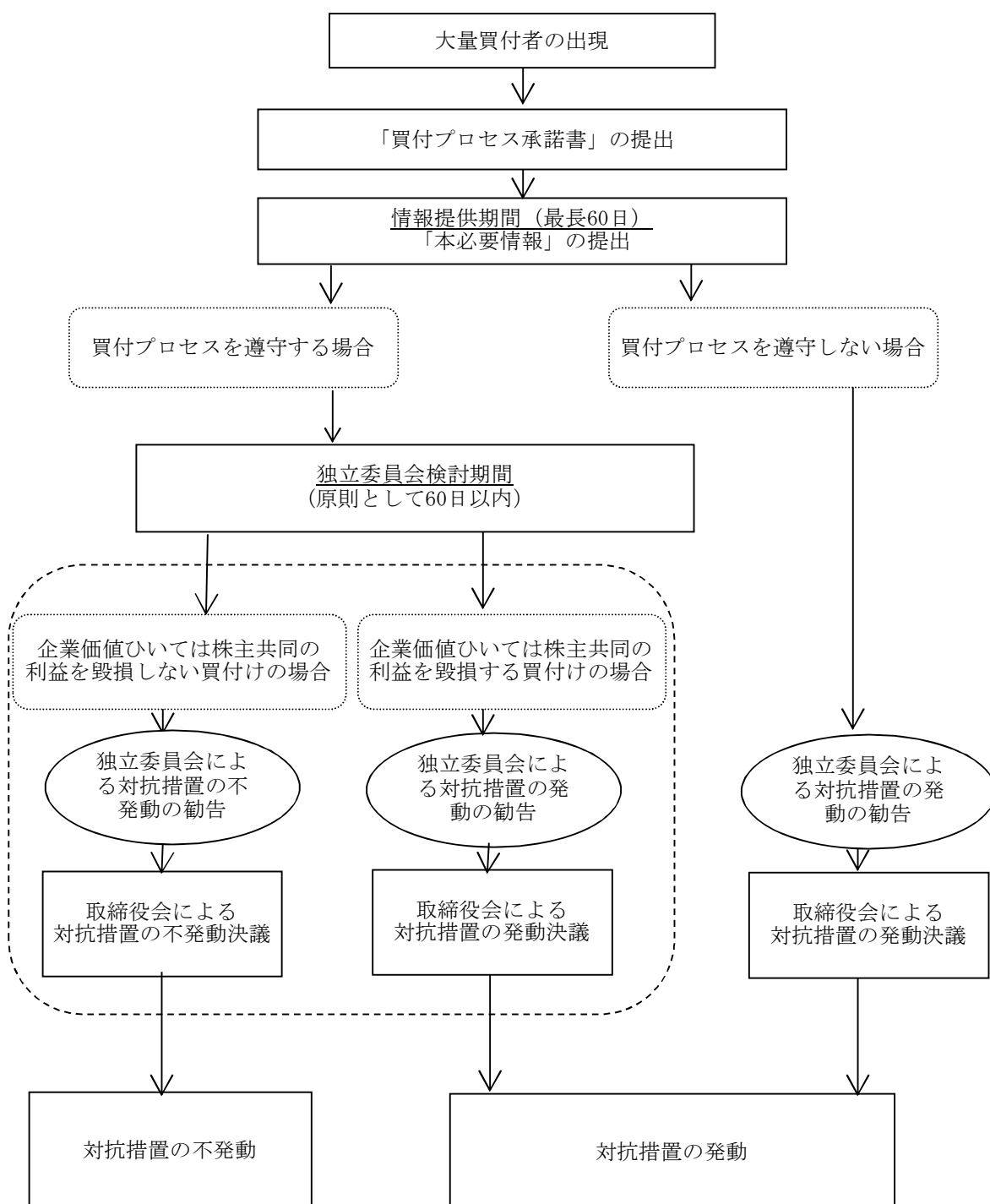
当社取締役会が別途定めるものとする。

IV. 法令の改正等による修正

法令や金融商品取引所の規則などの新設または改廃に伴い、これを本プランに反映させることが適切である場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本プランに定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、または、当社取締役会において改定することができるものとする。

以 上

本プランの手續に関するフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランに係る手續の流れの概要をわかりやすく説明するために作成したものです。本プランの詳細については、本文をご参照ください。

参考資料 2

当社株式の状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

1. 発行可能株式総数 110,000,000 株
2. 発行済株式総数 40,059,996 株
3. 株主数 24,931 名
4. 大株主（上位 10 名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 の 状 況	
	持 株 数	持株比率
三菱地所株式会社	4,274 千株	10.67%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,365 千株	5.90%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,988 千株	4.96%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	660 千株	1.65%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	617 千株	1.54%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	558 千株	1.39%
大成建設株式会社	532 千株	1.33%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	503 千株	1.26%
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	479 千株	1.20%
株式会社りそな銀行	445 千株	1.11%

（注）持株比率は、発行済株式総数で算出しております。

以 上